

第1号議案・第2号議案

**大いなる多摩学会
設立趣意書及び
2016年度事業計画**

2016年7月

大いなる多摩学会設立準備委員会

目次

I. 大いなる多摩学会 設立趣意書	- 2 -
1. 設立趣意	- 2 -
2. 規定	- 2 -
1) 会則	- 2 -
2) 細則	- 6 -
3. 事業	- 7 -
1) 事業内容	- 7 -
2) 事業の対象	- 7 -
4. 組織	- 7 -
1) 役員・運営組織	- 8 -
2) 運営方針	- 9 -
3) 研究プロジェクト・研究会の運営体制	- 9 -
4) 研究プロジェクト・研究会の運営フローと委員会・事務局の役割	- 10 -
II. 大いなる多摩学会 2016年度事業計画	- 12 -
1. 初年度の活動方針	- 12 -
1) 運勢体制の確立	- 12 -
2) プロジェクトの開始	- 12 -
3) 研究開発ツール・問題解決の方法論の開発開始	- 12 -
2. 研究プロジェクト・研究会	- 12 -
1) 「健康まちづくり産業」プロジェクト	- 12 -
2) 「創業支援プラットフォーム」プロジェクト	- 13 -
3) 「湘南藤沢におけるインバウンド」プロジェクト	- 13 -
4) 「ビッグデータ活用による“大いなる多摩”創生」プロジェクト	- 14 -
3. 設立総会	- 14 -
4. 研究報告会	- 14 -
5. 学会誌・研究プロジェクト報告書	- 14 -
6. 広報	- 14 -
7. スケジュール	- 15 -
1) 学会全体	- 15 -
2) 研究プロジェクト	- 15 -
8. 予算	- 16 -

I. 大いなる多摩学会 設立趣意書

1. 設立趣意

多摩グローカリティ（ローカリティー×グローバリティー）を追求することで「大いなる多摩」を目指す。

人口減少時代に直面し、これまでの日本社会が経験したことのない新たな問題群が噴出している。大都市周辺地域としての多摩は、成長期の社会経済的恩恵を受けてきたが、いち早く今後の課題にも直面している。これら新たな地域課題を解決するためには、従来の普遍的な知で向き合うだけでは事足りない。ローカリティーとグローバリティーの相関（グローカリティ）と、問題解決と事業構想の志を共有する産官学民連携のプロジェクトが交差する中でこそ意味を持つ。

こうした認識をもとに、本学会は多摩地域の問題を解決することを第一の目的に、従来の枠組みに囚われない研究プロジェクト群を立ち上げる。そして、多摩という人口減少問題の最先端地域で、新たな社会の枠組みを提案し実現するーすなわち、大いなる多摩の実現に取り組むこととする。

2. 規定

1) 会則

(名称)

第1条 本会は、大いなる多摩学会と称する。(以後「本会」とする)

(目的)

第2条 本会の主な目的は、広域多摩地域や都市周辺地域の問題を解決するための研究プロジェクトを設け、もって当該地域の生活者の幸福に資する活動を行うことである。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)研究プロジェクトの企画運営
- (2)研究会の企画運営
- (3)ウェブ広報、研究プロジェクト報告書、学会誌の制作等の広報活動
- (4)その他目的を達成するために必要な事業および活動

(会員の種類と権利)

第4条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1)個人会員 本会の趣旨に賛同し本会の活動に参加する実務家、研究者などの個人で、次の権利

を有する。

- ①プロジェクト参加、プロジェクト設置の機会
- ②活動・年次大会等の発表機会
- ③公開研究会への参加機会
- ④年次報告書等への発表機会
- ⑤役員の被選挙権
- ⑥総会における議決権の行使

(2)法人会員 本会の趣旨に賛同する法人または団体で、次の権利を有する。

- ①プロジェクト参加、プロジェクト設置の機会
- ②活動・年次大会等の発表機会
- ③研究会への参加機会
- ④年次報告書等への発表機会
- ⑤役員の被選挙権
- ⑥総会における議決権の行使
- ⑦研究会の主催機会

(3)準会員 理事会が特に認めた会員で、当該年度内に限り会費を納めずに、次の権利を有する。

- ①プロジェクト参加の機会
- ②活動・年次大会等の参加機会
- ③公開研究会への参加機会
- ④年次報告書等への参加機会

(会員の入会)

第5条 本会への入会を希望する者は、所定の手続きを行い、理事会の承認を受けなければならない。

(会員の義務)

第6条 本会の会員は次の義務を守らなければならない。

- (1) 会則、議決の遵守。
- (2) 会費の納入。会費については、会費に関する細則に基づき納入するものとする。

(退会)

第7条 会員で退会しようとする者は、退会届を提出しなければならない。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議を経て、会長がこれを除名することができる。

- (1) 会費を滞納したとき
- (2) 本会の会員としての義務に違反したとき
- (3) 本会の名誉を傷つけ、目的に反する行為のあったとき

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理事 20名以内
- (4) 監事 2名以内
- (5) 幹事 20名以内

(役員の選任)

第10条 理事は、総会で選任された者（これを「選任理事」と呼ぶ）をもって充てる。

- 2 会長、副会長は、選任理事の互選とし、総会の承認を受ける。
- 3 会長は、事務局長を指名することができる。総会において承認を受けなければならない。
- 4 理事に不足あるときは、会長が会員のなかから指名し、理事とすることができる（これを「推薦理事」と呼ぶ）。ただし、次に迎える総会において承認を受けなければならない。
- 5 監事は、総会で選任された者をもって充てる。ただし理事を兼ねることができない。
- 6 幹事は理事会の決定を受けて、会長が委嘱する。

(役員の任務)

第11条 会長は本会を代表し、会務を総理し、総会では議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。また、本会の会務を掌理する。
- 3 理事は本会の会務を掌理する。
- 4 監事は、本会の事業および会計について監査し、その結果を理事会及び総会に報告する。
- 5 幹事は、理事の下で会務の執行に協力する。研究プロジェクト・研究会の設置は幹事会の議を経て理事会の承認を得なければならない。

(役員・役職の任期)

第12条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 会長は連続して2期までしか留まることはできない。
- 3 役員に事故があるときは、会長が代わりの者を指名し、選任することができる。ただし、次に迎える総会において承認を受けなければならない。また当該役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 役員はその任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を行う。

(役員の解任)

第13条 役員に本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合には、総会の議を経て会長がこれを解任することができる。

(アドバイザー)

第14条 本会にアドバイザーをおく。アドバイザーは理事会の議を経て会長が委嘱する。

- 2 アドバイザーは、アドバイザーミーティングの構成員として理事会の諮問を受けてこれに答申する。
- 3 委嘱期間は2年とし、再任を妨げない。

(名誉会長)

第15条 会長は、学会の運営に多大な貢献をした者に名誉会長の称号を付与することができる。

(議決機関及び執行機関)

- 第16条 本会に総会及び理事会、幹事会を置く。
- 2 総会は正会員及び法人会員をもって構成し、本会の最高議決機関としてその事業及び運営に関する重要事項を審議決定する。
 - 3 理事会は本会の最高執行機関として、本会の事業と運営の責任を負う。
 - 4 幹事会は本会会務の執行機関として、理事を補佐する。

(総会)

第17条 通常総会は、毎年1回、会長が招集し、次の事項を処理する。

- (1) 事業報告及び収支決算
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) 役員の選任
 - (4) その他理事会あるいは総会において必要と認められた事項
- 2 臨時総会は理事会が必要と認めたとき、会長がこれを招集することができる。
- 3 総会の招集は少なくとも10日以前にその会議に付議すべき事項、日時、場所を記した書面をもつて通知する。
- 4 総会は正会員及び法人会員の現在数の5分の1以上の出席がなければ、その会議を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ委任した者は出席者とみなす。
- 5 総会の議事は出席者の過半数をもって決定し可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 総会の議事の要項及び議決した事項は会員に通知する。
- 7 総会の議事録は事務局が作成し、議長及び出席者2名が署名捺印のうえ、事務局がこれを保存する。

(理事会)

第18条 理事会は会長が招集する。

- 2 理事会は理事現在数の2分の1以上の出席がなければ、理事会を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ委任した者は出席者とみなす。
- 3 理事会は出席理事の過半数をもって議決する。可否同数のときは議長が決することとする。
- 4 理事会の議事録は事務局が作成し、議長及び出席者2名が署名捺印のうえ、事務局がこれを保存する。

(委員会)

第19条 第3条に定める事業を執行するため、理事会に以下の委員会を設置することができる。

- (1) 企画委員会
- (2) 研究推進委員会

(3) 広報委員会

- 2 第1項に定める委員会の長は、幹事が務める。
- 3 委員会の詳細については別途規程を定め、理事会の承認を受けるものとする。

(資産)

第20条 本会の資産は次のとおりとする。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄付金
- (4) 寄付された物品
- (5) その他の収入

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、原則として、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終了する。

(事務局)

- 第22条 会長の職務執行を補佐するために、事務局を置く。
- 2 事務局は、会長の指名を受けた事務局長及び職員から構成される。
 - 3 事務局は、理事会の承認を受けて、その業務の一部を外部の機関に委託することができる。
 - 4 事務局を会長が指定した場所に置く。

(細則及び内規)

第23条 本会則の細則及び内規は、理事会の議を経て別に定める。

附則

本会則は2016年7月16日より施行する。

- 2 本会則の改正は総会の議を経て行うものとする。

2) 細則

①会費に関する細則

- 1 会員は、会費として毎年7月までに次の金額を納めなければならない。
 - (1) 個人会員 一口 5,000円
 - (2) 法人会員 一口 50,000円
- 2 既納の会費は返却しない。

3. 事業

1) 事業内容

本会は、以下の事業を行う。

- ①研究プロジェクトの企画運営
- ②研究会・講演会の企画運営
- ③総会・研究報告会の開催
- ④広報業務
- ⑤研究プロジェクト報告書・学会誌の制作

2) 事業の対象

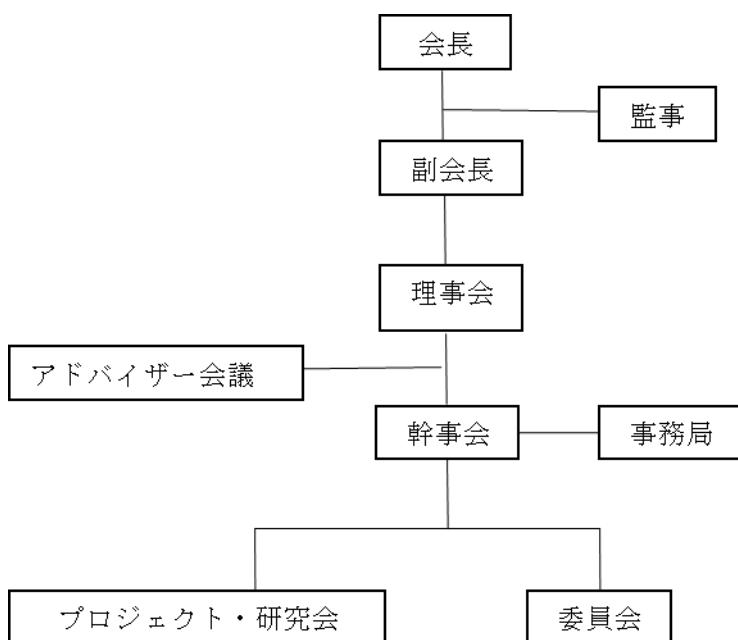
①研究対象

広域の多摩地域に起こる問題・課題、さらには大都市近郊・郊外に典型的な問題・課題と解決のための方法論が研究の対象となる。

②本会の参加者

多摩大学の教職員、研究開発プロジェクトに参加する企業、行政、大学、金融機関、N P O等の団体、または研究開発プロジェクトに関心のある実務者および研究者が参加者となる。基本的には多摩地域の組織や個人をイメージしているが、それには限らない。

4. 組織



1) 役員・運営組織

①役員

会長：寺島実郎（学長）

副会長：久恒啓一（副学長、経営情報学部長、総合研究所長）

理事：寺島実郎、久恒啓一、安田震一（グローバルスタディーズ学部長・国際交流センター長）、
杉田文章（経営情報学部事業構想学科長）、大森拓哉（経営情報学部経営情報学科長）、徳
岡晃一郎（大学院経営情報学研究科長）、金 美徳（アクティブ・ラーニング支援センタ
ー長）、下井直毅（研究活性化委員長）、中庭光彦（地域活性化マネジメントセンター長・
学会代表幹事）、橋詰博樹（地域活性化マネジメント委員長・学会副代表幹事）、長島剛（多
摩信用金庫価値創造事業部長）、芦川正明（京王電鉄株式会社沿線価値創造部企画担当課
長）、米倉裕之（カスタマー・コミュニケーションズ株式会社代表取締役社長）計13名

監事：諸橋正幸（名誉教授）

幹事：中庭光彦（代表幹事）、橋詰博樹（副代表幹事）、小林英夫（学長室長）、奥山雅之（経営情
報学部）、久保田貴文（経営情報学部）、佐藤洋行（経営情報学部）、巴 特 尔（経営情報学
部）、松本祐一（経営情報学部）、太田 哲（グローバルスタディーズ学部） 計9名

事務局長：松本祐一（総合研究所副所長）

②理事会

年3回の開催

③アドバイザー会議

アドバイザー：多摩市、八王子市、藤沢市、日野市

④幹事会

適時開催

⑤事務局

多摩大学総合研究所および、教務課（地域活性化マネジメントセンター事務課）が担当する。

⑥委員会

統括：中庭光彦

・企画委員会：本会全体の運営企画について担当する。

奥山雅之、佐藤洋行、巴 特 尔、松本祐一、太田 哲

・研究推進委員会：研究プロジェクト・研究会の企画、運営について担当する。

奥山雅之、佐藤洋行、巴 特 尔、松本祐一、太田 哲

・広報委員会：本会の広報について担当する。

小林英夫、久保田貴文

※学会誌編集：小林英夫、久保田貴文、中庭光彦、松本祐一

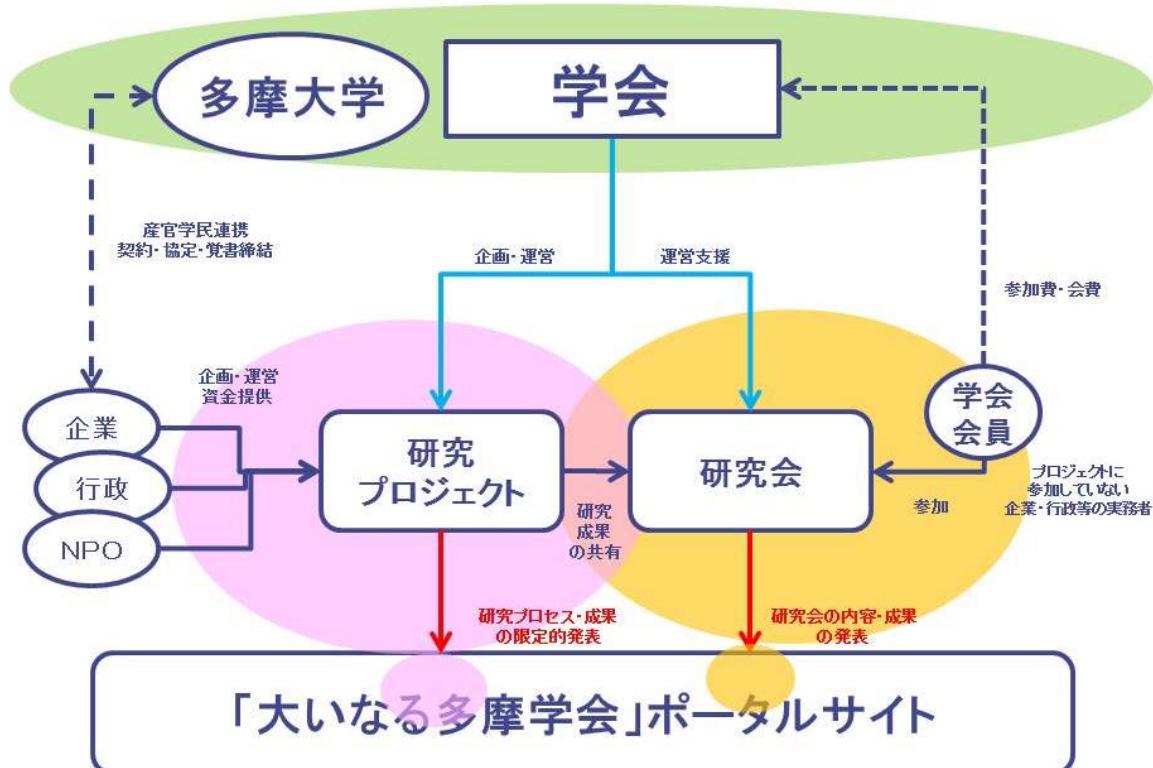
2) 運営方針

組織運営の方針は以下のとおりである。

- できる限り、プロジェクトを「見える化」して、報告、議論、応援をリアルタイムに行う。
- ポータルサイトを学会のフロントとしてすべてを集約させ、セミクローズのプロジェクトとオープンな研究会の両輪で成果を生み出す。
- バックヤードとなる運営組織の体制や業務はなるべくシンプルにする。

本会が他の学会と違う大きな特徴は、研究のプロセスをなるべくオープンにして、その進捗が常に見えて、そこに参加することができる点にある。そのために、ポータルサイトにすべての情報を集約し、「見える化」する。実際の運営を担う組織はバックヤードとしてなるべくシンプルにする。

3) 研究プロジェクト・研究会の運営体制



本会の「正面玄関」は、文字通りポータルサイトとなる。ポータルサイトには、研究プロジェクトの進捗や成果等を、その時点に開示できるものとなるべくリアルタイムにサイトに公開していく。また、プロジェクトと一緒に立ち上がる研究会については、研究成果だけではなく、そのテーマの有識者の講演や関連するプロジェクトの成果発表等を行い、なるべくオープンなものとして運営していく。

研究プロジェクトは、企業、行政、NPO等から、大学に持ち込まれたテーマについて、定量・定

性調査による研究、既存理論やデータの整理・分析、事業や商品のプロタイプ作成等の取り組みを行う。この産官学民連携の研究開発プロジェクトは、原則として、パートナーとなる組織と多摩大学と連携のための何らかの契約、協定、覚書を締結して行う。したがって、場合によっては、ポータルサイトで発表できないものを含まる。また、プロジェクトの参加者も限られ、会員が自由に参加できるものではない。

一方、研究会は、実施される研究プロジェクトに関する総合的な研究会として組織され、本会の会員であれば、参加することができる。また、この研究会には、関連する他の研究プロジェクトのメンバーも参加できて、より研究の深耕と広がりを実現する。

この研究プロジェクトと研究会を支えるのが、「企画」「研究推進」「広報」という3つの委員会と、事務局である。これらの組織が研究開発の現場を支え、幹事会、理事会という組織を補佐する役割を果たす。

4) 研究プロジェクト・研究会の運営フローと委員会・事務局の役割

研究プロジェクト・研究会の発生から終了までの運営の流れについてまとめる。また、それぞれの段階における委員会・事務局の役割についてもまとめる。

①案件発生

研究案件については、会員または、地域活性化マネジメントセンター、研究開発機構所属の研究所、学長室等から外部との連携についての問い合わせ、依頼が起こるので、起案者は様々である。

起案者はエントリーシートを作成し、事務局に提出する。研究推進委員会でプロジェクト化の可否を検討し、プロジェクト化が可能であれば次の段階に進む。

②プロジェクト化

エントリーシートをもとに、起案者は各委員会、事務局、連携する企業、行政、NPO等と調整しながら、以下の内容を検討する。

- ・研究目的と方法
- ・成果
- ・人員と体制
- ・資金
- ・スケジュール
- ・契約形態

また、同時に立ち上げことになる研究会についてもその概要を検討する。

③研究プロジェクト・研究会の立ち上げ

プロジェクト化が具体的になつたら、研究計画書を作成し、幹事会に提出、正式に実施が決定すれば、理事会の承認を得てスタートする。

同時に広報委員会の指示のもと、ポータルサイトにもプロジェクトを登録、研究会の形態やスケジ

ュールに合わせて、会員の募集を行う。

④研究プロジェクト・研究会の運営

■キックオフミーティング

研究プロジェクトはキックオフミーティングを開催し、プロジェクトをスタートさせる。このミーティングには委員会および事務局も参加する。

■研究の実施

研究プロジェクトの参加者を中心に研究を実施する。問題があれば、委員会・事務局に相談する。また、研究の内容は、できる限りその進捗をサイトで公開する。コンテンツの作成等の支援は広報委員会で行う。

■研究会の開催

研究がある程度進むと研究会を開催する。内容は研究結果のうち、一般に公開できるものを発表することや、研究テーマに関する有識者の講演、事例の発表等を行う。この研究会の運営については、委員会・事務局と相談しながら進め、集客や当日の運営をフォローする。

■研究プロジェクト・研究会の終了

研究が終了したら、成果を研究プロジェクト報告書または学会誌の論文や研究レポートとしてまとめる。さらに最終的な研究会および、学会の研究報告会にて成果を発表し、広く社会に周知する。

成果については、理事会にてその評価を行うが、評価手法・基準についても理事会にて検討する。

II. 大いなる多摩学会 2016年度事業計画

1. 初年度の活動方針

初年度となる2016年度は、以下の3つの方針で運営する。

1) 運勢体制の確立

まずは設立総会を開催し、学会を設立、ホームページを開設するなど広報活動を始める。

2) プロジェクトの開始

学会活動のモデルケースとして、初年度は少なくとも4つのプロジェクト・研究会を立ち上げる。

3) 研究開発ツール・問題解決の方法論の開発開始

研究開発に使用するデータベース（既存データの収集・活用、生活者モニター、ケース）の開発と、問題解決の方法論の研究に着手する。

2. 研究プロジェクト・研究会

学会活動の中心となる研究プロジェクト・研究会については、以下の4つのテーマについて立ち上げる。また、年度中でも実施可能なものについては増やしていく。他にも「テンダーシティ」「大都市近郊研究」「多摩学資料のD B化と研究・教育のための基盤構築」の候補がある。

以下、先行する4つのプロジェクトの概要をまとめる。

1) 「健康まちづくり産業」プロジェクト

「健康まちづくり」とは、持続可能な地域の暮らしをつくるために、地域の健康課題を解決する取り組み全般を指す。身体的にも、精神的にも、社会的にも健康であるためには、地域による下支え（医療、福祉、食、住環境、交通、教育、エンターテイメント等の事業の連携）が必要で、地域の健康資源を活用して、元気、生きがい、安心という健康価値を創造し、ひとりひとりが自由を拡大し、豊かで幸せな人生をデザインできる地域社会をつくる。「健康まちづくり産業」とは、上記の健康価値を創造する事業を営む企業、N P O等を、業界を超えて、同じ「種」としてとらえて、人口減少社会における新しい産業・仕事として構想し、開発するものである。

2016年度は2015年度に実施した多摩市市民の健康実態調査の結果を分析し、健康に関する課題・ニーズを検証するとともに、健康づくりへの参加と継続のメカニズムを明らかにするため基礎的な研究を行う。また、多摩大学の教職員と多摩市の職員を対象に試行している「ファンケル健康増進プログラム」の効果検証を行い、2017年度に多摩市民向けの新たな健康づくりプログラムのモデルづくりへつなげる。

【スケジュール】

■ 2016年

5月 少子高齢化における多摩市の健幸に関する調査研究プロジェクト 2016 スタート

6月 2015年度調査結果のまとめ

7月 多摩市健康推進員に対する報告

8月～ ファンケル健康増進プログラムの効果検証

■ 2017年

1～3月 研究まとめ

4月 3年目の研究スタート。昨年度の研究に基づき、新事業・プログラムの試行を目指す。

6月 研究報告会にて発表

2) 「創業支援プラットフォーム」プロジェクト

2010年に多摩市、多摩信用金庫、多摩大学で協定を結び、多摩市の創業支援事業は、2011年度より多摩市の創業支援施設ビジネススクエア多摩運営を通じて実践的な研究を行ってきた。さらに、多摩信用金庫と共同で実施してきた東京都インキュベーションHUB推進事業では、2015年度までの3年間で多摩地域全体の創業者を増やす取り組みを行ってきた。また、2014年度には、同じく多摩信用金庫と共同で創業者に対する調査を行い、「多摩地域の創業実態に関する調査研究報告書」としてまとめた。このようなこれまでの実績を活かして、多摩地域のこれから創業支援のあり方、大学の関わり方等について、実践的な研究を行う。

2016年度は、多摩市の創業支援施設「ビジネススクエア多摩」の5年間の施設運営の知見、3年間の東京都インキュベーションHUB推進プロジェクトの成果をまとめ、新たな創業支援のあり方を検討するための基盤とする。また、多摩信用金庫と共同で創業者の追跡調査の実施、BS多摩における創業者向け教育プログラムの試行等を行い、新たな創業支援のスキーム等を検討する。

【スケジュール】

■ 2016年

6月 インキュベーションHUB成果報告会開催

7月 BS多摩企画運営委員会

8月 BS多摩 創業者向け教育プログラムの開始

創業者追跡調査をスタート

■ 2017年

6月 研究報告会にて発表

3) 「湘南藤沢におけるインバウンド」プロジェクト

藤沢市に近年外国人観光客が増えつつあるが、受け入れ側の態勢が整っているとは言い難い状況である。本プロジェクトは2020東京オリンピック競技大会における藤沢でのセーリング競技の開催をも踏まえ、藤沢市に外国人が気軽に安心して訪れることが出来るよう受け入れ側としての態勢を整

え、より多くの外国人観光客を誘致することを目的とする。外国人の観光客を誘致することによって、平日の観光客数の増加にも寄与するものと考える。

具体的には、ニーズの掘り起しと誘致プロジェクトの立案、「多言語メニューサイト」等の既存の取り組みを継続する。さらには地元行政および地元企業を巻き込んだプロジェクトへと進化させる。

【スケジュール】

■ 2016年度

- 上期 話し合いの場の設定、協議、プロジェクトの発掘
- 下期 プロジェクトの構想、プロジェクト基本計画調査

4) 「ビッグデータ活用による“大いなる多摩”創生」プロジェクト

政府が構築した「R E S A S」のような地域情報に関するビッグデータを活用して、どのような研究開発が可能かを検討する。

【スケジュール】

■ 2016年

- 5月 カスタマー・コミュニケーションズ株式会社とプロジェクト化に向けての協議開始
- 7月 設立総会後、プロジェクト化に向けての企画検討

3. 設立総会

7月16日に学会の設立総会を開催する。同時に研究報告会を行い、これまでの取り組みと今後の構想を発表し、学会の存在を広く周知し、産官学民がつながる機会をつくる。

4. 研究報告会

当該年度の研究の成果を発表し、多く人たちと共有するとともに、学会の総会を開催する。時期は6月とする。2016年度の研究成果発表は2017年の6月に行うこととする。

5. 学会誌・研究プロジェクト報告書

当該年度の研究の成果をまとめる。ポータルサイトが研究プロセスや研究会の内容をなるべくリアルタイムに伝えるに対し、学会誌では、当該年度の研究成果をある程度のまとまったもの（研究論文、研究レポート）を掲載する。学会誌は総会にて会員に配布、または郵送する。

また、研究プロジェクトごとに必要であれば研究プロジェクト報告書をまとめる。

6. 広報

学会のフロントとなるポータルサイトを制作する。各プロジェクト・研究会のプロセスが「見える

化」できて、SNSのように、参加、議論できるようなクラウドファンディングのサイトのような構造にすることが理想的だが、初年度については、まずは学会の存在を知らしめるための基本的な情報のみのサイトを制作する。

2年目以降に、上記のようなサイト構築を目指して、予算等の準備を行う。

7. スケジュール

1) 学会全体

大まかなスケジュールは以下のとおり。

■ 2016年

- 7月 ポータルサイト開設
- 7/16 設立総会開催
 - 第1回理事会・アドバイザーミーティング（合同開催）
 - 研究プロジェクトのスタート
- 10月 第2回理事会
- 11月 来年度の事業計画検討
- 12月 学会誌発行準備開始

■ 2017年

- 3月 第3回理事会
- 5月 学会誌発行
- 6月 総会、2016年度研究報告会・理事会

2) 研究プロジェクト

それぞれのプロジェクトで進行する。「2. 研究プロジェクト・研究会」を参照。

8. 予算

初年度については、学会会費のみの収入を予定している。また、研究プロジェクトについてはそれぞれで予算化し、学会の予算は使用しないが、研究会開催については支援する。

収入の部

費目		(円)		
学会費収入	費目詳細	単価(円)	数量(口)	予算
	個人会費	5,000	120	600,000
	法人会費	50,000	15	750,000
合計				1,350,000

支出の部

費目	予算
学会誌出版費	400,000
WEBサイト構築運用費	300,000
通信運搬費	50,000
消耗品費	100,000
印刷費	200,000
総会・研究報告会開催費	300,000
合計	1,350,000

収支

	予算
当期収支	0

以上